

南城市支線バス等の運営における新型コロナウイルス感染症対策 に関するガイドライン

令和2年5月22日作成

I 本ガイドラインの目的

令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐとともに、ライフラインである公共交通サービスを継続して提供できる体制づくりを目指す。

II 適用

本ガイドラインは、南城市支線バス（Nバス）及び南城市デマンド交通（おでかけなんじい）に適用する。

III 利用者に関する対策

（1）「密閉」対策

○換気の励行

（車両）

- ・空調装置等による換気が可能な車両については、当該装置の機能を用いて適切に換気を実施する（空調が自動で作動停止する場合には必要に応じて手動で作動させる）。
- ・それ以外の車両については、窓を開けることも含めて適切に換気を実施する。
- ・換気の状況について、車内における放送等を通じて利用者への周知を行う。

（2）「密集」対策

○混雑の緩和

- ・ホームページ等を通じて、混雑状況の情報提供に努める。

（3）「密接」対策

○マスク着用の呼びかけ

- ・車内における放送等を通じて、利用者に対して、可能な限りのマスク着用の協力を呼びかける。

○座席等

- ・車内における放送等を通じて、可能な限りのマスク着用及び会話を控えめにすることの協力の呼びかけなど、状況に応じて取りうる方法により、密接した会話などを避けるための対策を実施する。

○乗車券販売所・案内所等

各窓口の構造、利用状況等に応じた以下の対策を講じる。

- ・乗車券発売・案内等の窓口にアクリル板、ビニールカーテン等を設置する。
- ・乗車券発売・案内等の窓口等に列を作る際には間隔を開けるように案内する。
- ・乗車券発売・案内等の窓口で、販売者及びアテンダントはマスク着用のほか定期的な手洗い又は手指の消毒を行うことを基本とする。

（4）消毒等

○車両・乗車券販売所・案内所等

- ・通常の清掃時等に、不特定多数が接触する場所（手すり、吊り革、案内カウンタ一等）は、機器・設備の性質等を踏まえて利用頻度に応じて定期的に消毒する。

○待合所での手指消毒等

- ・不特定多数が利用する待合所において、利用者が手洗い又は手指消毒（アテンダントによる管理が可能な箇所における消毒液の設置等）ができるようとする。

○トイレ

- ・便器は、通常の清掃で問題ないが、不特定多数が接触する場所は、利用頻度に応じて消毒を行う。

- ・トイレに蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示するように努める。

- ・ハンドドライヤーを停止する。

IV 従業員に関する対策

（1）健康確保

- ・従業員に対し、出勤前に、新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有無を確認させる。特に事務員・乗務員・アテンダント等については、始業前点呼時等において確認を徹底する。

- ・上記を踏まえ、体調の思わしくない者には休むように指導する。また、勤務中に体調が悪くなった者についても、必要に応じ、直ちに帰宅させる。

- ・自宅で療養することとなった従業員は、毎日、健康状態を確認する。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。

（2）通勤

- ・バス運行に支障のない従業員について、テレワーク、時差出勤など、様々な勤務形態の検討を行い、公共交通機関の混雑緩和を図る。

（3）勤務

- ・従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗い、手指消毒を徹底する。

- ・従業員に対し、勤務中のマスク等の着用を促す。

- ・窓が開く場合は窓を開け換気するなど、建物全体や個別の作業スペースの換気に努める。なお、機械換気の場合には窓開放との併用は不要である。

- ・他人と共に用する物品や手が頻繁に触れる箇所を工夫して最低限にするとともに、利用頻度に応じて清掃消毒を行う。

- ・従業員が、できる限り2メートルを目安に、一定の距離を保てるよう、作業空間と人員配置について最大限の見直しを行う。

- ・朝礼や点呼は小グループにて行うなど、一定以上の人数が一度に集まらないように努める。

（4）休憩・休息スペース

- ・共有する物品（テーブル、椅子等）は、定期的に消毒する。

- ・休憩・食事等をする際は、その前後に手洗いや手指消毒を励行する。

- ・喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、できる限り2メートルを目安に距離を確保するよう努め、一定数以上が同時に休憩スペースに入らないなどの工夫を行う。

- ・食堂などで飲食する場合は、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、できる限り2メートルを目安に距離を確保するよう努める。施設の制約などによりこれが困難な場合も、対面で座らないように配慮する。

(5) トイレ

- ・便器は通常の清掃で問題ないが、不特定多数が使用する場所は消毒を行う。
- ・トイレに蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- ・ハンドドライヤーは利用を止め、共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。

(6) 業務継続の観点からの減便・運休の検討

- ・必要に応じ、業務継続の観点から従業員の感染リスクを減らすため、大幅な減便により混雑を生じさせない（特に通勤・通学時の混雑への配慮）等の社会的影響等を考慮した上で、減便・運休を検討する。

(7) 従業員に対する感染防止対策の啓発等

- ・従業員に対し、感染防止対策の重要性を認識させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」を周知するなどの取組を行う。
- ・患者、感染者、医療関係者、海外からの帰国者、その家族、児童等の人権に配慮する。
- ・新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、職場内で差別されることなどがないよう、従業員に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮を行う。

(8) 感染者が確認された場合の対応

- ・保健所・医療機関の指示に従う。
- ・従業員が感染した旨を速やかに地方運輸局等に報告する。
- ・感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所の消毒や、同勤務場所の勤務者の自宅待機などの対応を検討する。
- ・感染者の人権に配慮し、個人名が特定されることはないと留意する。
- ・衛生管理責任者と保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取り等に協力する。

V その他

- ・輸送障害発生時など、やむを得ない場合にはこの限りではない。
- ・南城市デマンド交通においても本ガイドラインを参考に対応することとする。